

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

富山市公共交通沿線住宅取得事業計画認定申請書

（宛先）富山市長

申請者 住 所

氏 名

富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、富山市公共交通沿線住宅取得事業計画について、別紙のとおり認定を申請します。

別紙 1

提出書類一覧及び確認事項

1 認定の申請に必要な添付書類（以下の内容を確認の上、提出してください）

提出書類		内容	確認欄 (✓を記入)
別紙 1	提出書類一覧及び確認事項	申請者確認欄	
別紙 2	富山市公共交通沿線住宅取得事業計画	事業計画の概要	
別紙 3	緑化面積算定表	緑化面積の算定内容	
添付 図面 等	付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等	
	配置図	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員	
	外構図	植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、地被 類の緑化面積・求積図表等	
	求積図表（敷地面積・床面積）	敷地面積、床面積の求積 （敷地内の建物全て）	
	各階平面図（住宅部分のみ）	方位、縮尺、寸法、間取り	
	立面図等（住宅部分のみ）	最高の高さ又は階数	
	建築基準法の規定による検査済証 の写し又は台帳記載証明書（原本） 等（中古住宅・建売住宅の場合）	敷地内の建築物について、建築基準法等の 規定に適合し、完了検査を受けたことがわか るもの	
住宅の登記簿謄本（原本）		住宅の取得に伴う所有権保存登記がなされ ている場合のみ提出	
その他市長が必要と認めるもの		適宜	

2 確認事項（以下の内容を確認の上、提出してください）

内容	確認欄 (✓を記入)
1 次に掲げる基準を遵守し、本申請を行うこと。 (1) 公共交通沿線住宅指針 1-1 一戸建て住宅（別紙 2 参照） (2) 公共交通沿線居住環境指針（高さ指針）（別紙 2 参照） (3) 公共交通沿線居住環境指針（基本指針） 2-1 一戸建て住宅（別紙 3 参照） (4) 敷地内緑化基準（別紙 3 参照） 2 次のいずれかに該当する者は、本申請を行うことができないこと。 (1) 市の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けている者 (2) 建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者 (3) 暴力団又は暴力団員 (4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者 (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者 3 次のいずれかに該当するときは、市長が事業計画の認定を取り消すことがあること。 (1) 偽り、その他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。 (2) 認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。 (3) 事業計画の認定を受けた日以後において、上記 2 (1)～(6) に掲げる者になったとき。 (4) 事業計画の認定の通知があった日から 2 年以内に富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金の交付の申請を行わなかったとき。	

別紙2 富山市公共交通沿線住宅取得事業計画

1 建築主等の概要

フリガナ			
氏名			
現住所	〒 —		
前住所 〔既に申請物件に 居住している場合〕	〒 —		
電話番号	自宅	—	—
	携帯	—	—

2 敷地の概要

地名地番	富山市
敷地面積 ※公共交通沿線住宅指針 1-1 (1) ア (ア)	$m^2 \geq 200 m^2$

3 建築物の概要

住宅の種類 ※公共交通沿線住宅指針 1-1 (2) ア	☐ 新築 (新築建売住宅を含む) ☐ 中古 (建築年: □昭和 56 年 6 月 1 日以降 □昭和 56 年 5 月 31 日以前*) ※構造耐力上安全であることを示す書類を添付すること			
構造種別・階数	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ ()造		地上 階、地下 階 ※公共交通沿線居住環境指針 (高さ指針)	
床面積	1 階	2 階	() 階	合計
住戸専用部分	m^2	m^2	m^2	$m^2 \geq 100 m^2$ ※公共交通沿線住宅指針 1-1 (1) イ (ア)
車庫	m^2	m^2	m^2	m^2
ポーチ・外部収納等	m^2	m^2	m^2	m^2
床面積合計	m^2			
工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
住宅取得に伴う所有権 保存登記の申請受付日	令和 年 月 日 ※所有権保存登記済みの場合のみ記入 (登記申請から 6 月を経過していないこと)			

※参考：公共交通沿線住宅・居住環境指針指針

公共交通沿線住宅指針 1-1 一戸建て住宅

内容	項目	指針	区分
(1)規模	ア敷地面積	(ア)敷地面積は 200 m^2 以上とすること。	遵守
	イ住戸専用面積	(ア)住戸専用面積は 100 m^2 以上とすること。	遵守
(2)安全性	ア耐震基準との適合	(ア) 新築の場合 特に規定なし (イ) 中古住宅を購入する場合 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建物 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物は、耐震改修工事が必要となる場合があります。	遵守

公共交通沿線居住環境指針 (高さ指針)

区域	高さ基準 等	ゾーンの状況	区分
(1) 商業地域、及び都市計画道路草島東線、双代線、下赤江新庄線、下新西町上赤江線、神通川、草島西線等で囲まれる区域内にある近隣商業地域	高さ 23m程度 (概ね 7 階以下)	商業系用途が指定されているが、中層程度の建物立地が望ましいと考えられるゾーン	遵守
(2) (1) 以外の区域	高さ 13m程度 (概ね 4 階以下)	住居系用途を中心としたゾーン、戸建て住宅地としての環境を維持することが望ましいと考えられるゾーン	遵守

緑化面積算定表（公共交通沿線）

1 敷地面積・必要な緑化面積（小数点第2位まで記入すること）

(A) 敷地面積	m ²
(B) 必要な緑化面積（A×10％）	m ²
(C) うち接道部の緑化面積（A×5％）※道路境界線から5m以内	m ²

2 緑化面積（全体）

1本あたりの算定できる緑化面積		樹木の本数	緑化面積	
①高木（樹高 2m以上）	3 m ²	本	m ²	④(①～③の計) m ²
②中木（樹高 1m以上）	2 m ²	本	m ²	
③低木（樹高 0.3m以上）	1 m ²	本	m ²	
⑤地被類や芝生等の面積	算定式等（別紙可）		m ²	⑦(⑤と⑥のうち小さい方) m ²
⑥必要な緑化面積（B）の 1/2（⑤を算定しない場合は記入不要）			m ²	
(D) 合計（④と⑦の合計）			m ²	
全体緑化率（D/A） （ア）			※公共交通沿線居住環境指針（基本指針）2－1（1）ア %≧10%	

3 緑化面積（接道部） ※道路境界線から5m以内。フェンスや駐車スペースの後ろの植栽は算定不可。

1本あたりの算定できる緑化面積		樹木の本数	緑化面積	
①高木（樹高 2m以上）	3 m ²	本	m ²	④(①～③の計) m ²
②中木（樹高 1m以上）	2 m ²	本	m ²	
③低木（樹高 0.3m以上）	1 m ²	本	m ²	
⑤地被類や芝生等の面積	算定式等（別紙可）		m ²	⑦(⑤と⑥のうち小さい方) m ²
⑥必要な緑化面積（C）の 1/2（⑤を算定しない場合は記入不要）			m ²	
(E) 合計（④と⑦の合計）			m ²	
全体緑化率（E/A） （イ）			※公共交通沿線居住環境指針（基本指針）2－1（1）ア %≧5%	

参考：公共交通沿線住宅・居住環境指針及び敷地内緑化基準

公共交通沿線居住環境指針（基本指針）2-1 一戸建て住宅

内容	項目	指針	区分
(1)景観	ア敷地の緑化	(ア)緑化面積は敷地面積の100分の10以上を確保すること。 (イ)敷地面積の100分の5以上の緑化面積については、接道部などに重点を置いた配置とすること。 (ウ)緑化については、別表第3の緑化基準によるものとする。	遵守

敷地内緑化基準

内容	項目
緑化の原則	(1)土壌、太陽光、雨など樹木等の生育する環境を十分備えていること。 (2)高木及び中木、低木を組み合わせる量感と連続性のある緑化に努めること。 (3)既存の樹木は、可能な限り現状で保存すること。 (4)緑化を行う土地には、樹木にツル植物、地被植物、草花等を組み合わせるよう努めること
樹木の植栽方法	(1)高木、中木を植栽する場合は、根、枝が充分生育できるように、建物の壁面位置や塀などに注意し、樹木の周囲に十分な空間を確保すること。 (2)道路境界線、隣地境界線の位置に配慮し、樹木の枝張りの道路へのはみ出しや隣地へのはみ出し等によるトラブルのないよう注意すること。